

第五節 幕府の問屋政策

享保の改革の問屋政策

正徳6年(1716年)、御三家の一つ、紀州徳川家出身の徳川吉宗が、八代将軍に就任した。吉宗は、将軍の座に就くと同時に、いわゆる享保の改革に着手した。享保の改革は、一言でいえば、幕府の独裁体制を確立し、財政を再建するのが目的だった。儉約令を発し、相對濟まし令で金銭貸借に関する訴訟を停止した。しかし商業に関しては、徒らに押さえつけるのではなく、商人の力を十分に認めた上で、彼らを幕府の力の及ぶ範囲に取り込み、統制する政策を取った。それが株仲間の公認となり、大坂堂島の米市場の公認となった。吉宗は、物価、特に米価を統制して、米将軍と呼ばれた。当時は米価安の諸物資高という現象が起きて、石高制そのものの危機が叫ばれていた。石高制経済にあっては、領主は米を売って貨幣を入手し、その貨幣で諸物資を買う。すなわち、米価に諸物資の価格が追随しない限り、領主経済は成り立たない。事実そうだったので、元禄期までは、米価をいかにして引き下げるかが幕府の主要経済対策であった。しかし商業の発達とともに経済構造が変わった。

宝永3年(1706年)、江戸市中の豆腐が非常に高値を続けた。時の江戸町奉行は豆腐屋全員を呼び出し、原料大豆が大幅安になったにも関わらず、豆腐の値段が下がらない理由を問いただした。だが納得のいく説明が得られないので、豆腐の大幅値下げを命じた。多くの豆腐屋は渋々値下げに応じたが、7軒の豆腐屋が苦塩や油糟の高値を理由に応じなかったので、怒った町奉行は、この7軒に営業停止を命じた。いったんは幕府の目論見通りになったが、これを機に、幕府は個々の商品毎に物価対策を打たなければならなくなる。

吉宗は、米価と諸物価のバランスの是正に必死になっていた。幕府の財政は火の車で、旗本・御家人は、人事・待遇面の引き締めの実施により、生活に窮していたのである。

そこで、吉宗の腹心、江戸南町奉行・大岡越前守忠相は、諸物価の引き下げに乗り出した。大岡は、吉宗の意見具申の求めに応じて、享保8年10月、相役の諏訪頼篤と連名で、七箇条から成る「物価引き下げに関する意見書」を提出した。

当時は、談合による価格操作が、物価上昇の原因となっていた。ここに、油問屋が標的にされる。

享保9年（1724年）のことだ。この年、3月25日～26日にかけて10樽につき22～25両だった油の値段が、3月27日～4月8日の間に、27～37両3分という異常な値上がりをした。大岡は、油問屋達を役所に呼び出し、詮議をした。その結果、油問屋達が価格操作をして「過分之利得」を得ていたことが判明したので、その分を過料として没収した。処分を受けたのは、油問屋17名、仕入れ問屋24名の計41名。彼ら全体で1,842樽を販売し、1,035両2分と銀20匁6分の超過利得を得ていた。これは、代金の18%強に相当した。

幕府は、搾油業者が西国に集中し、流通過程での独占性の強いことが価格操作を容易にしているとみて、関東近辺での菜種の作付けを奨励した。そして売り先を保証するため、享保12年（1727年）5月、中橋広小路の大和屋七郎左衛門を、一手買受人に指定した。最初のうち農民達は、新たな税を課されることを警戒したため、菜種栽培には不熱心で、お義理に作付けをしても肥料はやらない例が多かった。だが幕府の努力が徐々に実を結び、菜種の栽培が増えていったことで、やがて「関東地廻り経済圏」を育てる出発点になったのである。

ところで、「江戸積油問屋」の章で引用した大坂町触書の、大坂から江戸への出荷量のリストは、大岡越前の依頼によるものだった。当初、大岡は、大坂町奉行に対し、諸国と江戸へ送った品物の量を、全て報告するように要求した。対する大坂町奉行の返答は、煩雑すぎてできないというもの。江戸町奉行が、諸国への出荷量まで調べるのは、越権行為と判断し、面白くなかったとみられる。そこで大岡は妥協し、主要11品目の江戸への出荷量に限定、大坂もこれを了承した。おかげで、今日我々は、先の油の享保期の流通量を知ることができる。そして大岡は、問屋の組合強化策に乗り出した。先の「物価引き下げに関する意見書」は、当時としては流通革命ともいべき内容で、幕府は、あまりの大胆さに驚き、一度は実現不可能として却下した。しかし、大岡は再三にわたって吉宗に詰め寄り、執念で許可を得た。

大岡が意見書の中で最も力を入れていたのが、幕府主導による問屋仲間の結成である。第一条には、炭・薪・酒・醤油・塩など生活必需品を扱う商人は問屋・仲買・小売まで仲間をつくらせ、相場書を提出させ、もし不時に相場が高くなった時は仲間で吟味して高くなった理由を提出させる。江戸でわからない時は京・大坂へ人を寄越して調べさせるとしている。

彼が目をつけたのは、十組問屋であった。海千山千の廻船関係者達と渡り合

い、自分達の利益を守り通した十組問屋。これを拡大し、統制することで、物価を統制することができる。こう考えた大岡は、享保9年5月12日、14日、16日の3回に分けて、品目にして22種類に及ぶ問屋を、町年寄奈良屋に集めた。ここに、十組問屋は、実質的には、二十二組問屋となった。22種類の内訳は、真綿・布・繰綿・紬・晒・ほうれい綿・木綿・米・水油・蠟燭・蠟・魚油・茶・醤油・薪炭・たばこ・味噌・酢・塩・酒・紙・畳表となっている。この組織は、株仲間へと発展し、問屋・仲買・小売りというわが国流通機構の根幹が確立していく。

大岡の意見は、結局は全面的に受け入れられ、この年、「物価引き下げ令」として発布された。2月15日、幕府は「物価引き下げ令」を江戸・京・大坂・奈良・堺を初めとする町奉行に出し、代官・領主にも、諸国で製造している品々の元値を安くするように命じている。その中には「酒・酢・醤油・味噌の類いは、米穀を原料にしてつくるものであるから、米の値段に準じて値動きすべきは当然である。また、竹・木・炭・薪・塩・油・織物などは、それらをつくる職人の“賃銀は飯米”を元にして割り出すものであるから、それらの値段も米価に追随して当然」とある。値下げしない者は3月1日を期して詮議にかけ、違反者は処罰するとある。これほど、幕府の姿勢は厳しいものであった。

しかしながら、大岡越前は、この後、時代の孤児となっていく。商人の不正を摘発することに性急だった大岡は、いつしか商人の力が武士を凌駕したことに気付かず、商人との協調路線を選んだ将軍・吉宗によって、町奉行を解任された。時代は、確実に変化を続けていた。

廻船問屋との対立

幕府によって拡大・公認された十組問屋だが、享保期には、既に分裂劇が始まっていた。きっかけをつくったのは、先述の十組問屋の役割分担の中の、船の吃水線を調べて焼印を押す三極印元の人々であった。三極印元は、表極印、櫃極印、島極印の三派に分かれていた。このうち島極印は油問屋の河岸組と綿店組から成り、独自の動きをするようになっていった。最初は享保4年、島極印が、表極印、櫃極印の管轄する廻船に荷物を積まないことを決め、対立が起きた。河岸組、綿店組以外の八組は、島極印の廻船に荷を積まない申し合わせをしたが、大坂の船問屋から、十組一体でいてほしいとの申し入れがあり、他の七組ほど強硬ではない酒店組の仲裁もあって、2年後には元の鞘に収まった。

しかしその後も鳥極印は他派と距離を置き、これまで菱垣廻船に積んでいた荷物を、運賃の安い摂津国西之宮船に積むようになった。これを「洩積（もれづみ）」という。このため収入の減った大坂の菱垣廻船問屋は、享保14年（1729年）、十組問屋に対し、洩積の差し止めを申し入れた。十組と鳥極印の交渉の結果、運賃の大幅引き下げを条件に、菱垣廻船への復帰を了承した。翌年から、菱垣廻船の中に「仮印」という焼印を押した仮船が就航を始めた。仮船方は、新組と呼ばれた。運賃が安いので、次第に参加する問屋が増えたが、古組は一本化を要求した。元文5年（1740年）、綿店問屋は古組に復帰した。孤立した河岸組（油問屋）は、大坂廻船問屋に対し、新組の荷は古組の廻船には積まないと通告したので、大坂廻船問屋と新組の提携が成立した。かくして新組の勢力が優位となり、古組に加入できなかった問屋仲間が次々に加わって、18世紀後半には、十三組に拡大した。明和4年（1767年）の「十組定法記」にある古組と新組の内訳は以下の通り。

古組——綿店組・紙店組・塗物店組・釘店組・表店組・薬種店組・内店組・通町組・茅町組（内店組下組）・丸合組（通町組下組）

新組——河岸組・綿店組・鉄店組・紙店組・堀留組・薬種店組・新堀組・住吉講・油仕入方・糠仲間・三番組・焼物店組・乾物店組

新組の勢力拡張に伴い、綿店組の一部が再び新組に戻ったことがわかる。以上の動きは、油問屋が確実に力を付けてきたことを示している。

もう一つ、文化年間（1804～1818年）まで続いた大きな動きがあった。下組の結成である。今で言う、系列店の組み込みである。新組の中軸を成す河岸組（油問屋中心）の下には、乾物店組、瀬戸物店組、糠仲間の三組が付いた。これは、中小問屋の台頭を、十組の系列の下に取り込むことで統制しようとしたもので、幕府と大手問屋の利害が一致したことで、次々に実現していった。幕府と問屋仲間の良好な関係は、まだしばしは続く。

享保期には、かつて小早と呼ばれていた伝法船が、樽廻船として大きな勢力を持つに至っていた。そして享保15年（1730年）、酒店組が十組問屋を脱退し、酒樽荷物の樽廻船一方積み宣言された。従来問屋毎に仕立てられていた菱垣廻船と樽廻船の間で積み荷協定ができ、菱垣廻船は酒荷以外を、樽廻船は酒樽を積むことが取り決められたのである。酒店組が十組問屋を脱退した背景には、酒荷と他の荷物との性格の違いがあった。他の菱垣廻船の積み荷は十組問屋の仕入れ荷物だったが、酒荷は造り酒屋の送り荷物であった。すなわち、事故の際の責があるのは酒屋側であり、共同補償組織である十組問屋に酒店が入って

いるのは元々不自然であった。酒のみを積んで航行することで樽廻船は速度が向上し、品質劣化の心配が減り、海難の確率も減った。

こうなると樽廻船は安全で速いと評判になり、酒以外の輸送の依頼が舞い込み、再び混載で航行するようになった。その結果、菱垣廻船と樽廻船が仕事を奪い合うこととなった。安永元年（1772年）、大坂の樽廻船問屋 8 軒と西宮の樽廻船問屋 6 軒が問屋株を公認され、翌安永 2 年には、菱垣廻船問屋 9 軒が問屋株を公認された。双方の公認を契機として、改めて積み荷協定が結ばれ、分担が決まったが、その後も樽廻船の方が需要が多く、協定はなし崩しとなった。

そのため菱垣廻船は減少の一途を辿り、文化 5 年（1808年）には38艘にまで落ち込んだのである。この38艘も老朽化のため海難事故が相次ぎ、天明 4 年（1784年）から享和 3 年（1803年）までの19年間の損害は、合計35万8,080両余という巨額に達した。文化 5 年（1808年）、実力者として知られる杉本茂十郎が十組問屋の頭取に就任すると、菱垣廻船の再興策が採られた。幕府の保護の下、十組問屋以外の問屋も菱垣廻船を利用する政策が推進された。その結果、翌文化 5 年には、菱垣廻船の数は新船53艘、修理船27艘の計80艘と大きく回復した。さらに杉本は、新たな金融機関である三橋会所（永代橋、新大橋、大川橋 [吾妻橋]）を設立して、十組問屋そのものの基盤を強化した。しかし文政 2 年（1819年）、杉本茂十郎が失脚すると、十組問屋の勢力が衰え、樽廻船側は、この機を逃さず菱垣廻船の領分に進出した。そして文政 8 年（1825年）には、菱垣廻船は、再び27艘にまで減っていたのである。菱垣廻船問屋は、その後も回復に向けてあらゆる手を打ったが、ついに勢いを取り戻すことはなかった。

天保12年（1839年）、幕府は株仲間解散令を公布した。菱垣廻船問屋仲間と樽廻船問屋仲間も解散となり、積み荷協定も正式に撤廃された。これで完全な自由競争の時代となり、競争力のある樽廻船が菱垣廻船を圧倒した。嘉永 4 年（1851年）には株仲間が再興されたが、もはや流れが変わることはなかった。

幕末に至ると、西洋型帆船と蒸気船が出現して、従来の和船の地位を脅かした。慶応 2 年（1866年）、民間による西洋型帆船の運航が始まった。翌慶応 3 年（1867年）には、大坂・江戸間で蒸気船の運航が始まり、荷物と旅客を運んだ。これらは幕府と諸藩の払い下げ船であったが、明治 7 年（1874年）には、大阪と東京の蠟問屋の協力により、民間初の西洋型帆走船が建造され、就航した。速力で圧倒的に勝る新型船の営業により、廻船はその使命を終えたのであった。

株仲間の発展

株には、社会制度的な株と、商業上の株の2種類があった。前者には、御家人株、郷士株、名主株などがあった。これらの株も、金銭によって売買されていた。

商人の株には、幕府によって制限された、自由に数を増やせない株と、長年の取り引きによって発生する契約上の優先権のような、自由につくれる株とがあった。十組問屋に属する個々の店の株などは、制限される方に属する。

これらの株を有する同業者同士が団体を結成し、かつそれが幕府の認可を受けた時に、その団体は株仲間と呼ばれた。株仲間の中では、問屋の株仲間が最も多かったが、両替屋や、水車による油絞屋なども、株仲間をつくっていた。株仲間の株には、御免株と願株の二通りがあった。御免株とは、幕府の方から、員数を指定して認可したもので、十組問屋もこれに当たる。対する願株は、当事者からの申請によって認可されたものである。当初は御免株が主流だったが、次第に願株中心へと移行していった。

仲間は、初めは人偏のない「中間」の文字を使うのが普通であった。「中」は「同中」の意で、村中・惣中・講中などの中と同じく、差別のない全体の概念を有し、これに交際関係を意味する間が結びついたものである。

十組問屋の公認・強化に先駆けること3年の享保6年(1721年)11月、幕府は、江戸市中のあらゆる商人・職人に、仲間を積極的に結成することを促す法令を発した。この時点では、幕府の主眼は、まだ商業の保護にあったとみられる。すなわち、まだ江戸時代後半と比べれば商品の流通量が少なく、需要範囲も狭かった。徒らに新規参入の商人が増えれば、過当競争で共倒れになり、その業種がつぶれる。数を制限し、先行者を保護することで発展を期そうという考え方である。しかし大岡越前も解任され、より時代が下ると、幕府は願株による株仲間の認可を乱発していく。その目的は、冥加金による収入増にあった。以前からの仲間に対しても冥加金が制度化された。

冥加金は、各仲間毎に金額が決まっていて、初年金は入会金の意味合いがあるので多額だった。仲間内の集金は、月々集める方法と、上納の時に集める方法とがあった。分担金を払わない者は、株を仲間に取り上げられ、預かり株、明き株(空き株)とされ、分担金は他の仲間割り増しされた。

冥加金は、営業税というべきものだが、課税単位が、個々の営業人ではなく、

株仲間単位だった点に特徴がある。冥加金は、建て前上は、株仲間が公儀による特権の保護を恩義に感じ、自発的に拠出する形を採っていた。だが実態は強制的な課税であり、株仲間は頻繁に値下げを願い出るのが常であった。

天保の改革の株仲間政策

老中・田沼意次（在位1767～1786年）の時代になると、株仲間政策は、政治の中心課題となっていた。大坂を中心に増え続ける株仲間を田沼は次々に公認し、政権末期の大坂では、約130の間屋株仲間が公認されていた。これには、二つの側面がある。

一つは、冥加金の増収による幕府財政の安定である。しかもそれは、貨幣による増収であった。直接税である年貢は米だが、間接税である冥加金は貨幣である。この時期には、幕府といえども、貨幣なくしては公共事業も動かさない貨幣経済社会となっていた。商人からの間接税の徴収強化は必然的な流れであった。

もう一つは、地方商人の統制である。公認された株仲間の数が多いのに比して、個々の冥加金は安い。必ずしも税収目当てだけの政策とは言いきれない。特徴的なのは、かつて度重なる御触書によって否定されたはずの摂津・河内・和泉の搾油業の株仲間が、堂々と公認されている点である。幕府の完全な路線転換は天保期のことだが、田沼は既に、地方を株仲間の管理下に置くことで、江戸や大坂同様、幕府の統制の及ぶ存在とし、全国的に商工業を奨励する路線を採っていた。幕府は株仲間を通して上意を個々の商家に伝え、個々の意思もまた、仲間の決定となることによって幕府に伝わった。両者の関係は、全体的にはうまくいっていたようである。また株仲間は新規加入の扱いを厳しく吟味すると同時に、既存の構成員でも、道楽者や怠け者の跡取りを厳しく審査し、排除した。これは個々の私事への介入とは見なされず、仲間全体の存亡にかかわる重大事と認識されていた。

冥加金経済が発展する中で、両替商が力をつけていった。特に江戸と大坂の間で交わされる為替の業務を幕府から請け負った御為替請負人と呼ばれる両替商は、冥加金の送金に当たり、儲けを得た。中でも三井三家と、文化13年（1816年）の御為替請負人改組以降重きを成した小野善助・島田八郎右衛門は、幕府政権下での実績が物を言い、明治新政府にも重用されて発展を続けた

時代が下り、天保期を迎えた頃には、幕藩体制が構造的な行き詰まりを迎え

ていた。貨幣経済が行き渡る過程で農民に貧富の差が生じ、農村では過疎化が進行し、下層農民が都市に流れ込んでいた。都市の新下層民の多くはまともな職に就けず、無宿人と化して、社会不安を増大させていた。そんな時代背景の中で、天保の大飢饉が発生する。この飢饉は天保元年から同8年（1830～1837年）まで続き、東北地方では人を殺して食い合うほどの惨状を呈した。天明の大飢饉（1782～1787年）の時も同じような惨状だったが、当時よりも物資の流通が進み、全国経済が成り立っていたために、東北・関東地方の飢饉が全国に飢餓をもたらした。都市でも農村でも米価と諸物価が高騰し、下層階級の生活を困窮させた。その結果、天保7年（1836年）には各地で大規模一揆が発生し、翌8年には、大坂で大塩平八郎の乱が発生した。そのような状況の中、老中・水野忠邦は、大胆な政治改革に踏み切った。いわゆる天保の改革である。

水野の目的は、幕府の絶対権力を強化し、農村と商業を直接的に統制することにあった。そのために都市の商人に御用金の調達を命令し、粗悪な天保通宝を発行した。人返しの法で都市に流入した農民を村に強制送還もした。

そして政策の目玉は、株仲間の解散である。大塩平八郎の乱の動機が物価の高騰だったことを、幕府は深刻に受け止めていた。水野を動かしたのは、御三家の一人、水戸の徳川斉昭であった。斉昭は水野に書状を送り、十組問屋を名指しで非難して、物価高騰の元凶である問屋仲間を解散させよと迫った。水野はこの意見を容れ、改革の初年度、天保12年に、最優先課題として株仲間停止令を施行したのである。

この時期、江戸と大坂の油問屋は、幕府の方針転換に右往左往する事になる。水野の老中就任に先立つこと2年前の天保3年（1832年）、幕府は明和の仕法を全面撤回して、大坂の特権停止・江戸一極集中政策を採った。すなわち大坂とその周辺以外の搾油業を公認し、摂津・河内・和泉・播磨の油の江戸への直送を奨励した。同時に、江戸周辺の地廻りの油の増産を進めた。

そして天保12年12月13日、江戸町中の問屋、仲買、小売など全ての株札が全廃され、「問屋」の名称を用いることが禁止された。「商売は何人も勝手次第たるべし」とされ、素人の新規参入、完全自由化が実施されたのである。

当時の問屋仲間は、業界の利益擁護団体として、談合によって販売価格を決定し、新規参入を妨げる一面もあった。だが物価の高騰は必ずしも問屋仲間のせいではなく、貨幣の改悪や、料金滞納による大坂の商品出し惜しみなどが当時の官僚によって指摘されていた。そして、あまりにも極端な同業者組合否定政策は、市場に大混乱をもたらした。

まず株を担保とする金融が停止したので、問屋の代金回収は事実上不可能になり、不良債権が莫大な金額となって、問屋の商売がまったく成り立たなくなった。かくして市場は機能なくなり、未曾有の大不況が訪れたのである。また長年の信用と経験を必要とする商売では、素人の新規参入が成功せず、水野が意図した自由競争による物価引き下げは虚しく瓦解した。この時初めて、為政者と世間は、問屋・流通機構の繁栄なくして健全な経済社会は成り立ちえないことに気付いたのである。水野の性急な改革は、あらゆる階級の猛反発を招き、大奥にも睨まれて、天保14年（1843年）、水野は老中を辞任し、天保の改革はわずか3年間で幕を閉じたのであった。天保の改革は、貨幣経済・全国経済が発達し、石高制の土台が揺らいでいく中で、武士の側からの商人に対する最後の抵抗だったと言われている。

水野に代わって老中首座に就いたのが、阿部正弘である。弘化2年（1845年）、水野が減封の上蟄居となり、その影響力が完全に排除された。これを好機と見た南北両町奉行・遠山左衛門尉景元は、実権を手にした阿部に、株仲間の復興を建議した。だが役目上、庶民の経済的疲弊を熟知していた"遠山の金さん"と、幕府の財政優先の上層部では意識のずれがあり、この時は却下された。しかし翌弘化3年、前南町奉行・筒井紀伊守正憲が、「御府内窮民救助」対策として、諸問屋の再興を求める建白書を提出した。現職と前職の町奉行からの相次ぐ要求に、幕閣も事の重大さを認識し、阿部は遠山に、諸問屋再興の可否を調査し、その対策を講ずるように命じた。

遠山は慎重に時間をかけて調査に当たり、嘉永元年（1848年）4月、上申書を提出した。その表書には、『諸問屋株式再興之儀に付見込之趣申上候書付』とあり、遠山の並々ならぬ意気込みを伺わせる。中には、世の中を明るくするためには問屋の再興を図ることが大切だと記されていた。上申書には、筒井の意見書と町年寄・館市右衛門の意見書も付されていた。館の算定した株の評価では、水油問屋21人は、塩仲買問屋、下り酒問屋、紙問屋などとともに最高水準の五百両位とされており、水油問屋の勢力がわかる。遠山は、同年9月にも同様の意見書を提出、株仲間禁止の結果、資金融通が停滞する一方、物価は下がらなかったとの見解を示した。

これを受けて幕府はさらに吟味の結果、嘉永4年（1851年）、問屋再興令を施行した。株仲間停止からちょうど10年が経過していた。しかしこれは、あくまでも問屋再興令であって、けっして株仲間再興令ではなかった。

その内容は、政策の失敗を認めた上で、問屋仲間の再結成を命じている。ただし、株札は交付せず、冥加金上納の必要もない。さらに、仲間への新規加入の希望者は必ず受け入れ、理由なく拒んではならないとしている。停止令以前にあった問屋は本組（古組）、その後開業したものは仮組として組織された。これは、株仲間が本来持っていた独占機能を無力化するもので、幕府は新興の商人に恩を売ることで、旧勢力を統制しようと図っていた。

その後、安政4年（1857年）には、冥加金上納の復活と、本組・仮組を合併して株札を与える改正令が施行されたが、新規加入を自由とする政策は変更されなかった。

それでも、顔ぶれはかなり入れ代わったが、水油問屋を初めとする諸問屋の仲間が復活した意味は大きい。明治以降に活躍する問屋の多くは、この時期に源流を持つ。問屋仲間の再興に長い間尽力した遠山景元は、問屋の恩人と言われている。

だが、遠山や筒井が強く願っていた経済の復興は、問屋の復活によって叶うことはなかった。幕府も商人も予想しなかった未曾有の事態が、日本を根本から変えようとしていた。

開港と問屋仲間の終焉

嘉永6年（1853年）、米国東インド艦隊司令長官ペリーが、米国大統領の国書を携えて、浦賀に来航した。これを境に、日本は未曾有の大動乱に突入していく。翌嘉永7年にはペリーが再来日して日米和親条約を締結。安政5年（1858年）には、就任後間もない大老・井伊直弼が米・蘭・露・英・仏の五カ国と修好通商条約を締結、国内の反対を押し切って、翌安政6年、横浜・長崎・箱館（函館）を開港した。ここに、226年間に渡って続いた鎖国が幕を下ろしたのである。徳川幕府の威信は地に落ち、8年後の慶応3年、大政奉還に至った。

開港の少し前から、問屋仲間には崩壊の兆しが見えていた。遠山景元の情熱でようやく形になった復興令が、問屋の復活に止まり、株仲間の復活には遠い内容だったため、昔日の繁栄を取り戻すのは元々無理であった。木綿問屋仲間の場合、古組を構成していたのは、近江屋以外は、白木屋、越後屋、柏屋、大丸屋といった、江戸有数の大手ばかりであった。そして古組にも新組にも属さない問屋が勢力を持ち、産地直売の「地元買い荒らし」を行って、旧勢力の脅

威となっていた。

幕府の方針もどっちつかずで、古組に相当する売り上げのある問屋は古組への加入を認めることにしたので、水油問屋の松居久左衛門と呉服・木綿問屋の佐野屋長四郎の二大新興問屋が古組に編入された。このことは古組衆に相談なく決められたので、古組仲間は、幕府に激しく抗議した。松居は、文久3年(1863年)、禁制の浦賀への荷揚げを行い、古組の叱責を受けたが、翌元治元年にも大坂へ上って地元買い荒らしをしたため、仲間から町年寄に除名願いが出ている。一方、大手でも西川が産地に買い次ぎのための出店を設け、特定の買い次ぎ問屋と独占契約を結ぶなど、仲間とは独立した動きをしていた。このように、開港前には、問屋仲間は内部から崩れようとしていた。

そして安政6年の横浜開港に際し、幕府は、江戸の商人に、横浜への出店を促した。しかし全く未知数の西洋人との貿易に多くの商人は尻込みし、近江系を中心にわずかな出店に届まった。横浜で活躍したのは、開港以前から店を出して地廻り産品の国内取り引きをしていた新興の地方商人達であった。彼らは、外国人との貿易により、江戸と大坂に取って代わる、新しい商業の中心地を、短期間で作り上げていった。輸出される商品は、江戸の問屋を経ることなく、産地から直接横浜に送られた。

油については、ごく一時的に生糸に次ぐ重要輸出品となった。開港の翌年、万延元年には、上海向け中心に10万樽が輸出された。江戸の総需要量が14万樽なので、一時はもはや国内の庶民は油は手に入らないと言われたが、すぐに輸出は激減し、文久3年には輸出はほとんどなくなった。それでも開港による油の高騰は抑えられず、大坂では、安政6年に一石当たり450匁以下だった菜種油の値段が、慶応3年(1867年)には2,551匁となった。

幕府は、諸物価の高騰を抑制し、江戸の商品市場を保護するために、万延元年(1860年)、「五品江戸廻し令」を發布した。これは、生活必需品の中で最も重要な五品目である雑穀・水油・蠟・呉服・糸について、必ず江戸の問屋に回すことを求め、産地から横浜に直送することを禁じたものである。江戸でこれらを扱うものは、米問屋・水油問屋・水油仲買・蠟問屋・呉服問屋・糸問屋と定められた。問屋では、江戸で消費する分を確保してから、横浜に送ることとした。

だが時代の流れを強引に戻すこの法令は、横浜商人ばかりか、身内の神奈川奉行、外国奉行からも反対された。そして江戸の問屋仲間は産地との関係が疎遠で、保護されても、うまく商談ができなかった。そのため元治元年(1864

年)には、早くも実質的な廃止に追い込まれた。

その後慶応4年(1868年)、幕府は、改めて江戸の間屋仲間から身元金を徴収し、一人ずつに鑑札を与えた。しかしこれは事態に何の変化も与えず、幕府が財政難のために徴収した御用金に過ぎないと言われた。株仲間の勢力が衰え、幕府は一人一人からの御用金に頼らざるを得なくなっていた。横浜の貿易が栄えるほどに江戸の間屋仲間は衰微し、もはや建て直しは不可能になっていた。遠山の金さんの意見を全て容れず、問屋の復興はしても問屋仲間の復興が不完全だったことが、ここへ来て響いた。江戸の経済を支えていた問屋仲間を、天保の改革以来、軽視してきたことが、江戸の経済を壊し、幕府自身の首を締めることになった。諸物価の高騰は、開港こそ諸悪の根源であり、それを行った幕府は倒すべきということ、攘夷派に恰好の口実を与えた。かくしてわずか数年で幕府は瓦解し、幕府とともに歩んで来た問屋仲間は、自然消滅し、約二世紀にわたる使命を終えたのである。

明治維新の経済的動因

明治維新は、一般的には、黒船の来航、すなわち外圧によって引き起こされたものとされる。また政権交代と近代化の担い手は、薩長を中心とする下級武士であったとされる。だが、それらは冷静に観察すれば、“急激な変革”の要因であり、遅かれ早かれ、変化を促す機運と矛盾は、日本国内に満ち満ちていたのである。それは、ここまで見てきた通り、商人の台頭であった。江戸と大坂、二つの大都市の間を大量の物資が行き交い、大量の消費が行われることで、江戸期に勃興した商人達は、着実に富を蓄積していった。商人が経済の実権を手にしたことで、幕府や諸藩といえども、武士の都合だけによる政策は打てず、随所で商人との話し合いを余儀なくされた。特に豪商と呼ばれる人々は、経済全体を左右しかねないほどの影響力を持っていた。そして当初は持ちつ持たれつだった幕府と商人の関係が、天保の頃からずれを生じ始めたのは、既に見てきた通りである。商人は、種々の規制に守られてきた面もあるが、規模の拡大とともに、規制緩和を求め、身分秩序の無い社会を求めるのは、自然な流れであったといえる。特に一部の先鋭な人々が、常に念頭に置いていたのが開国であった。

油関係の古文書

江戸時代には、農業や手工業の飛躍的な発達に伴い、これら産業の歴史や技術を記した書物が、数多く発行された。油に関する書物で後世に伝わったものは数えるほどしかないが、内容の水準は高く、当時の油事情を知る上で、貴重な資料となっている。中でも最も基本的な資料として多くの研究書に引用されているのが、『搾油濫觴』、『清油明鑑』、『製油録』の3点である。おおまかにいうと、『搾油濫觴』は製油の起源と歴史を説き、『清油明鑑』は大坂の油問屋の記録を中心に記し、『製油録』は、搾油の工程など製油法の実態を、図表などを利用しつつ、具体的かつ詳細に解説している。

『搾油濫觴』は、文化7年(1810年)、^{ちまた}衛重兵衛によって書かれた。濫觴とは、物事の始まりを意味する言葉である。跋文によれば、著者は、この書を著すに当たり、大山崎離宮八幡宮と住吉大社の秘蔵の古記録や国書など信頼できる資料だけを使い、根拠のない俗書の類は用いず、疑わしいことは国史の専門家や博物学者に聞いて正した。また著者は、執筆の目的は、昔の事を好む人のために書いたのではなく、搾油業には起源と歴史という「本」があって、「永世不易ノ基」となっていることを知ってもらうためだとしている。

この記念誌の中で、古代の油についての記述、及び大山崎と遠里小野に関する章は、多くを『搾油濫觴』に負っている。

『清油明鑑』は、正徳5年(1716年)、大坂の油問屋、浅井快住によって書かれた。題の明鑑は、製油業者の明るく立派な手本となることを意図したものと考えられる。自序によると、「油は灯火のために必要なもので、身分の上下を問わず公平に用いてきたものである。製油業の家では、〈滓濁〉(にごり)を恐れ、〈清明〉(清らかに澄んで明らかなこと)を求めてきた」。また著者によれば、これは賢人に見せるためではなく、油問屋を家業とする人のために書いたものである。70歳に至るまでに、油問屋の昔のことを知っている人に会うたびにその由来を尋ね、過去100年余りのことを集めて書き記した。

この記念誌の中で、大坂の油問屋の起源に関する部分、正本ため桶の作成、綿実油の改良と、それに関する争いの記述などは、『清油明鑑』に基づいている。次に記すのは、それらの章では触れられなかった記録である。

天保3年(1683年)5月、大坂の油問屋・河内屋善衛門が、認められていな

い水油と白油を混ぜた油を売っていたことがわかり、詫び状を書かせた。この年9月、江戸から、油の容量が同じでないものがあるので、確かに吟味するよう要請があった。これを受け、問屋衆では油屋八郎兵衛が奔走し、正しく詰める約束を取り付けた。八郎兵衛の名は、もめごとの度に問屋を代表して派遣される人物として、しばしば登場する。

元禄9年（1696年）、油問屋は重要な職業なので、新規に問屋に参入する衆には「入口銀」を出させるのが良いという意見があり、議論になった。参入希望者に聞いたところ、指図に従うとのことだったので、一人から金20両ずつを「酒手」として徴収した。

正徳4年（1714年）、江戸より、容量のばらつきが多いので、樽毎に油屋の家名の焼き印を押すように申し入れがあった。問屋衆が油屋衆に伝えたところ、油屋衆は了承しなかった。このため翌正徳5年、問屋側は初立ち会いを中止、3月まで売買が滞る異常事態となった。油絞りの職人は仕事が激減したため困窮し、訴訟を起こした。公儀は双方不屈きとし、両者は和解、10軒の油屋が、焼き印を押すことに同意した。

『製油録（せいゆうろく）』は、天保7年（1836年）に刊行された。著者の大蔵永常は、全国を訪ねて研究した農政家・農学者で、著書は30冊を超える。『農家益』、『農具便利論』など農業全般に係わるものの他、菜種の栽培法を記した『油菜録』などもある。その中でも『製油録』は特に評価が高く、英訳もされている。本書では、関東・灘・大坂の菜種搾油の実態、すなわち必要な人員と賃金・経費、菜種を乾燥させるところから油を搾り上げるまでの工程、それに必要な技術・施設・道具等が、挿絵を利用しながら解説されている。搾油の採算見積もりも数字で示されている。きわめて実用的で、搾油業者、あるいはそれを志す人を読者に想定している。以下に内容の抜粋を記す。

菜種は、西国の種子の搾油量が多いといわれるが、関東でも肥えた土地に肥料を多く施してつくった菜種の搾油率は、西国と変わらない。奥州の最も悪いところで1割7分、関東と九州の最も良いところで2割5分ほどである。

胡麻の搾油率は1割7、8分から2割5、6分、荏胡麻が1割5分から1割9分である。

搾油の採算の見当は、すべて油粕の代金を諸経費に当てる。これはどこの国でも変わることがない。ただし、菜種の良し悪しによる値段の高低によって、

また搾油率の良し悪しによって、一石当たりの有利不利は出てくる。

大坂の搾り油屋は、寄り合いには良い着物を着て、下僕を連れて行くが、家に帰ると古い刺子の筒袖を着て縄帯を締め、下働きの雇い人に混じって働く。雇い人に任せておいても粗相はないが、油屋というものは、その主人が槌で打つことまでしなければ、採算は取れない。

菜種は炒り方が非常に難しい。関東や西国では、炒りすぎて狐色にしてしまうが、大坂や灘では、それより大いに「若く」炒っている。この理由は、種の中には小さな未熟な粒がある。これを炒りすぎると、焦げすぎて、油気が抜けてしまい、粒は炭となって品質を損なう。

蒸した粉を立木で搾る時には、関東では打つ間に二度も休むが、大坂では一気に打ち切ってしまう。

油を搾る道具は、多く大坂で製作され、諸国に売られている。地方によっては、ただ臼、立木、炒り鍋、桶類、蒸し窯、袋だけはその地方で作って用いることもある。だが立木の場合、櫂で作ると材質が柔らかいので早く壊れてしまう。大坂には、櫂屋といって、櫂ばかり扱う職人がいる。紀州熊野や日向あたりから櫂を取り寄せて、数年乾燥させてから用いるので、材質が良い。油を搾る諸国へ道具を運送する時は、だいたい船が使われる。



「搾油濫觴」と「清油明鑑」（吉原製油(株)蔵）

江戸のあかり

“搦押木（しめぎ）”の発明によって、菜種油が荏胡麻油に取って代わり、灯明油の中心を占めるようになるとともに、庶民も灯火の恩恵に浴するようになった。仏事、神事、あるいは宮廷以外の人々の生活にも明るい夜の世界が開けてきたのであり、江戸の豊かな文化を支える重要な基盤ともなったのである。

菜種油の価格はそう安価ではなく、文化年間の価格で見ると、米が1升100文だったのに対して菜種油は400文と高かった。ろうそくは、まだ贅沢品であった。そのため庶民の間では魚油を灯火用に使ったと伝えられており、江戸では外房で採れるイワシの油が使われていた。

江戸を代表する室内の灯火具といえば“行灯（あんどん）”である。中世の灯台は台の上に灯火皿が置かれているだけで、火は裸のままであるのに対して、行灯は火の回りを紙を張った枠で囲み、灯火が消えないように工夫するとともに、照明も間接的で目に優しくなった。反面、照度は極めて弱く、60ワットの電球1個の50分の1程度といわれている。

行灯そのものは江戸以前から存在していたが、江戸時代に急速に普及・発達することとなったもので、さまざまな種類の行灯が登場し、それ以前の手提行灯のほかに、置行灯、掛行灯、釣行灯、辻行灯などが生まれた。形状を見ても、角形には4角、6角、8角といったものがあり、丸形には円筒形、球形、みかん形、なつめ形、円周形（円筒の半分が回転する）といったものがある。さらに角形には4脚のほか、1脚、2脚、3脚のものなどがあつた。さらに外蓋を引いて台にする有明行灯（寝室で終夜とぼしつづける特殊の行灯）や、八間行灯、レンズ付の書見行灯など、枚挙にいとまがない。遠州行灯は、円筒形の火袋が回転し明るさの調節ができるしくみになっている。

行灯の中には主として菜種油を入れた油皿が置かれ、菜種油の中には灯芯が浸されており、この灯芯に火をつけて明かりとした。油皿の下には受け皿が置かれ、底に油が回ることを防いだ。灯芯には、古い麻布を細かく裂いて用いた。後には、綿布、綿糸、細藁なども用いた。

また、灯芯を皿の中央に立てるように工夫した道具が“ひょう燭”と呼ばれたもので、油皿よりも火持ちが良いことなどのため、掛行灯などで使用されたという。1979年に開館した蒲郡市博物館には、岸間芳松氏が寄贈した、「岸間ひょう燭コレクション」が展示されている。ちなみに同館所蔵のひょう燭のう

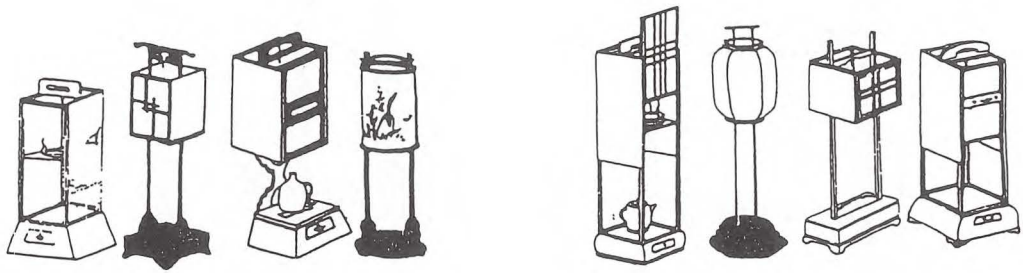
ち178点が重要民族文化財として国の指定を受けている。

蠟燭（ろうそく）は仏教伝来とともに輸入され、奈良時代にはすでに用いられており、蜜蠟から作った蜜蠟燭が中心だったようだ。蜜蠟燭は隋や唐からの輸入で賄われていたが、平安後期に唐との交易が途絶えたため輸入も姿を消すこととなった。その代わりとして作られたのが松脂蠟燭である。松脂を捏ねて棒状にして竹皮や笹の葉などで包む。松脂蠟燭は1本で30分から1時間程度使うことができたという。江戸時代には、檼蠟（はぜろう）から作る木蠟燭が各地で作られるようになり、蠟燭の利用が全国へと普及することとなる。「製油録」の著者で有名な大蔵永常の「農家益」には檼の木の栽培から製蠟法までが詳しく述べられている。山城、越後、陸奥などが蠟燭の産地として知られ、大都市には蠟燭問屋も現れた。

明治時代に入ってからパラフィンを原料にした西洋蠟燭が主流になるが、この西洋蠟燭を大きく扱ったのが江戸時代の油問屋の代表的存在であった大孫商店であった。ライジングサン石油（シェル石油の前身）で製造、輸入した物を大孫が販売を行った。これに対して、カク石・藤田金之助商店は、スタンダード石油からパラフィン蠟を買い、蠟燭の生産を行った。蠟を管に溶かして冷やし、芯の穴は針金を通して木綿糸を差し込むというやり方で、また管からいちいち木槌で叩いて打ち出すという原始的なやり方だった。そのうち、化学的に抜く方法や大量生産の方法にめどをつけ、カク石の“藤印電光ローソク”（電気の光よりも明るいという意味）は好調な売行きを示したという。

灯火以外には塗料用、化粧品などにも油が使われていた。塗料用の代表的な油が、桐油である。桐油は、熱を加えると、膠状の物質に変化する性質がある。そのため灯火用には向かない反面、雨傘、合羽、提灯などの塗料として、大変重宝された。原料のアブラギリは、江戸時代以前に中国より渡来し、若狭、丹波、越前、伊勢、駿河、安房などで栽培された。

椿は、『日本書紀』『万葉集』にもその名がみられ、『続日本紀』には、宝亀8年（777年）、渤海の使者に、日本特産の椿油一缶を与えたとの記述がある。江戸時代に入ると、髪油や化粧水として広く使われるようになった。享和3年（1803年）に刊行された『本草綱目啓蒙』には、「此油は男女に限らず髪のねばりて櫛の齒に通らざるに少しそそげばよくさばけて櫛けずり易く、又土にそそげばよく虫を殺す」との記述がある。また天ぷら油としても、一部の高級店で使われていた。



▲さまざまなデザインの行灯（「江戸と東京風俗野史」より）



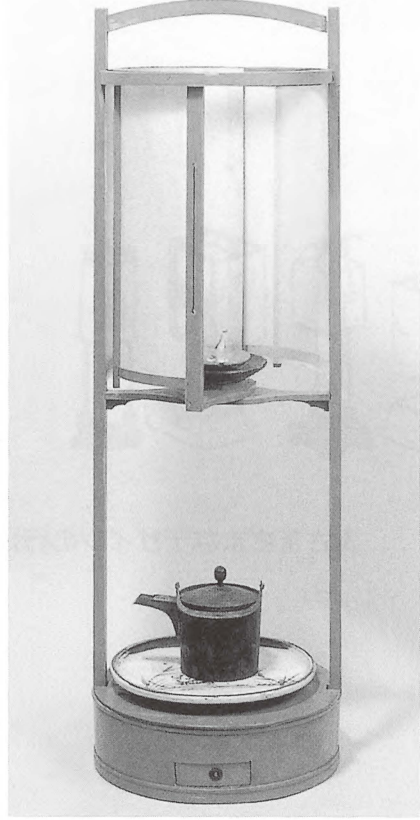
▲近世職人尽絵詞油売り
（江戸東京博物館蔵）



▲行灯の前で針仕事



▲角行灯 (江戸東京博物館蔵)



▲遠州行灯 (江戸東京博物館蔵)

天ぷらの話

中世までの日本では、支配者層を除けば、庶民は日々食べることに精一杯で、何でも食べる物さえあれば良いという暮らしぶりであった。ようやく江戸時代になって、平和が続き、都市部では町人も含めて食生活が向上し、食べる行為の中に、楽しむ要素が加わるようになった。

江戸の街には、様々な屋台が集まって、食べ物を商った。そば屋やすし屋、うなぎ屋など、今日まで外食店として続く伝統の商いは、いずれも江戸時代の屋台に源を発する。一つの大きなきっかけとなったのが、明暦の大火（1657年）である。江戸の3分の2が焼けたため、大勢の職人が集まって、復興に当たった。彼らは今日でいう単身赴任の男性なので、食事に困り、屋台に人気が集まった。満腹しては仕事にならないので、軽食、おやつ的な献立が好まれた。後には、男女に関係なく、生活を豊かにするおやつとして、食べ物の屋台は、江戸の街に定着していく。

屋台の中でもそば、すしと並んで人気が高く、江戸の三味と呼ばれたのが、天ぷらである。天ぷらは、日本古来の料理ではない。戦国時代に南蛮人が渡来するようになり、彼らによってもたらされた南蛮料理に端を発する。一般に、徳川家康は鯛の天ぷらが原因で死んだとされているが、その真偽はさておき、この時家康が食したのは、鯛を胡麻油で揚げ、蒜のようなものを摺って食べる南蛮起源の料理であった。天ぷらの語源には諸説あるが、ポルトガル語で調理を意味する「テンペロ」から転じたとする説が、現在有力視されている。

江戸の屋台の天ぷらに用いられた油だが、当時の絵図の看板には、「胡麻揚げ」「かやの油」と強調した看板が見られる。普通の天ぷらは菜種油だったという推測が成り立つ。しめ木や水車搾りといった搾油技術が開発され、油売りの時代が始まり、菜種の作付け面積が増えたことが、油料理の普及を促したと見て良いだろう。菜種油量産の技術が確立されるまでは、油は高価なもので、灯明用として大切に使うものであった。

天ぷらが屋台料理として定着した直接の理由は、町人が住む長屋が密集し火事の多い江戸では、油を高温に熱する天ぷらの屋内営業が禁止されたためである。それが結果的に、気軽に立ち寄れる屋台の天ぷらという、江戸独特の風物を花開かせることとなった。天ぷらは、そばやすしと比べて味覚が濃厚で、腹持ちも良い。当時としては、最もカロリーの高い食品であった。天ぷら以外の

揚げ物は、豆腐の油揚げや、ひりょうず（飛竜頭、今でいうがんもどき）がある程度だった。しかも天ぷらは大体一串四文ほどだったので、求めやすく、人気があった。

屋台の天ぷらは、天つゆと大根おろしで食べた。手が汚れないように、串に刺して出した。種には、江戸前のあなご、芝海老、こはだ、貝柱、するめなどが使われた。技術の向上で江戸湾からの魚介類の漁獲が増えたことも、天ぷら文化の普及に貢献した。

庶民の食べ物として根づいた天ぷらだったが、時代が下るとともに、高級化が進み、安政期（1854～1859年）の頃には、店構えの天ぷら屋が現れ、料亭でも出されるようになった。さらに、客の家まで出張して、目の前で揚げる天ぷら屋もいた。屋内での天ぷらを禁じる法令は続いていたが、儲けが優先で、この頃は幕府の威光も落ちていたので、無視された。これら的高级天ぷらでは、種の魚や油に高級なものを使って、差別化を図った。また、店の看板に「金麩羅」「銀麩羅」「珍麩羅」などと書いて、少しでも客の目を引こうとした。



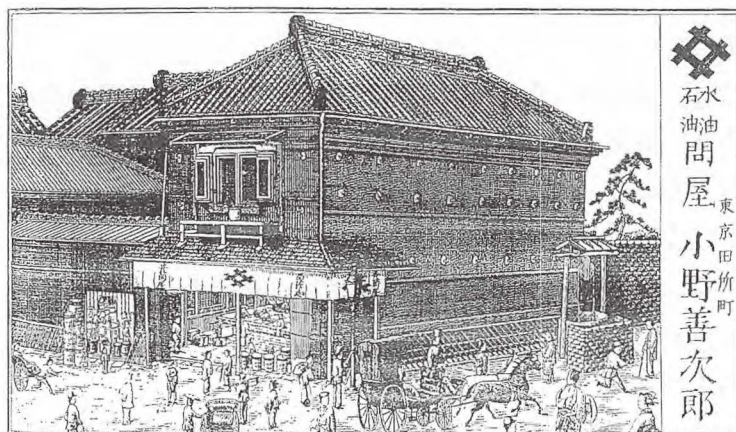
▲近世職人尽絵詞屋台の天ぷら屋
(東京国立博物館蔵)

江戸時代も後半になると、関東では幕府主導で菜種の増産が行われ、江戸では、上方からの油に加えて、地廻りの油が流通し、庶民の手に届きやすくなった。油の食文化の下地が出来たことで、明治以降の西洋料理の揚げ物、炒め物を受け入れる土台も出来ていったのである。

江戸の豪商井筒屋

江戸は田所町に繁栄をもたらした豪商・井筒屋小野組は、近江の大溝の出身であった。1600年代後半に盛岡に進出し、その後時期は不明だが、江戸に出店した。同族間の共同企業という経営形態を築き、京都に本家の小野善助家（善印井筒屋）を筆頭に助次郎家、又次郎家、鍵屋権右衛門家があり、盛岡にも5つの分家があった。京の井筒屋本店は本家の小野善助家、助次郎家、又次郎家の三家から成り、江戸の出店は、これらの組合店であった。この他、京と大坂にも組合店があった。元禄期（1688～1703年）には、糸割符商人と同時に金銀

為替御用に任じられ、井筒屋は本両替商を営んでいた。江戸時代においては、油問屋などでも規模の大きな店では、両替商を兼業するのが一般的であった。嘉永期（1848～1853年）に作成された『諸問屋名前帳』においては、井筒屋善次郎の名前が、下り水油問屋、小間物問屋、本両替屋、繰綿問屋の四箇所に登場している。田所町の日抜き通りを含む町の約三分の一近くの土地を所有していたという。井筒屋の髪油は、「井善の油」と呼ばれて名高かった。井筒屋は、大坂城や二条城から江戸へ送る年貢の代銀を預かり、同額面の為替を江戸店に送り、代銀を幕府に預ける間、無利息で運用して利潤を得ていた（『日本橋街並み商業史』白石孝）。しかし為政者への密着度が高く、放漫経営に陥っていた井筒屋は、明治中期以降は生き残れなかった。



▲井筒屋小野善次郎店（『東京商工博覧絵』より）

問屋と口銭、丁稚制度

問屋は、口銭によって儲ける。この口銭という言い方は、この時代、既に一般に使われていた。

口銭の語源については、説が分かれている。一つは、問銭から門構えが脱落して口銭となったというもの。もう一つは、取り引きに当たって「口入れ」し、弁舌を駆使したから口銭というものである。当初は「くちせん」「くちぜに」と読まれることもあったが、次第に「こうせん」に統一された。当時、利息のことを“子銭（こせん）”と呼んでいた。口銭と非常に紛らわしいので、当時の文献には、「利息をコセンと云ふは口銭の字には非ず、子銭なり即ち利息の息の字なり」の記述がある。これをあながち誤用と言い切れないところに、時代の空気が漂っている。

口銭の中には、運送料・保管料・宿賃・利子などが含まれていた。中世の問丸などと異なり、問屋は単なる物流の拠点などではない。問屋は、自ら利益を生み出す存在である。

この時代、社会の最上層にいる武士達が、儲ける感覚を持った下の身分を見下している間に、商人達は、合理的精神を培い、儲けることを恥と思わず、あらゆる工夫を駆使して利潤を上げる技量を磨いていった。この時代、商人の儲ける知恵を表す言葉に、“才覚”“思い入れ”がある。

問屋で言えば、先売り先買い、延べ売り延べ買いといった投機的商行為によって、利子を稼ぐ。基本的には、現代の商業を支える営利技巧は、この時代には出揃っていたと言える。

しかし一方では、仲間の中では、定式口銭、定方口銭が定められ、いわば公正価格の観念が確立していた。他者を圧迫してまで儲けようとするのは、恥とされた。そうした中から、“分をわきまえる”“程を知る”といった庶民の道徳が確立されていった。

豪商と呼ばれる家系ではいずれも、人間としての礼節を忘れてあこぎな稼ぎに走ることを戒め、家訓や商則を定めて、日々声に出して読ませ、家人や使用人に徹底させた。その背景には、幕府によって深く浸透した儒教の教えがあり、石田梅岩が創始した平易な庶民道徳、石門心学の影響も大きかった。使用人は、自分もいつかは独立して商家の主となることを夢見て、日々の勤めに励んだ。晴れて独立した奉公人は、別家と呼ばれ、主家の親族である分家とともに同族

団を形成した。別家の発言権は強く、主人に不行跡がある時は意見することが認められていた。それでも改まらない場合は、分家、別家、手代が集まって相談し、主人を隠居させることが定められていた商家さえあり、実例も少なくなかった。江戸時代の商家は、丁稚制度によって支えられていた。手代から支配人を経て別家になれる者は、ほとんどが子供の頃から丁稚として住み込みで奉公していた者であり、元服以後に雇われた者は、ほとんどの場合、出世することはできなかった。丁稚として奉公に入るのは、12～14歳の少年で、無給で休暇は盆と正月のみだった。丁稚は17～18歳で元服して手代になる。手代になると、自分の見込みで商売をすることが許され、給金も定まる。丁稚と手代の期間は大体15～20年で、この年季奉公を終えた者が、ようやく番頭になれるのである。

木綿問屋

わが国における綿作の始まりは、延暦18年（799年）に、三河の国に漂着した天竺の青年が、綿の種をもたらしした記録がある。この時は、九州を中心に綿作が始まったが、日本の気候に合わず、90年ほどで絶えてしまった。本格的な綿の栽培が始まるまで、その後800年の歳月を待たなければならない。再度の渡来は明応・永正年間（1492～1520年）だったが、全国で生産されるようになったのは、ようやく16世紀後半、江戸時代を目前に控えた時期である。

江戸時代も元禄を過ぎたあたりに、最初に大産地となったのは畿内、次いで伊勢・三河だった。畿内の綿作は、秀吉の時代に大和の国で始まり、その後和泉、河内、摂津、山城へと広がっていった。これと連動して、副産物である綿実の油が、産地の近辺で生産されるようになった。

寛永年間（1624～1643年）、京橋十一丁目に、青物市場や魚市場と並んで、綿を取り引きする市場が開設され、近在の綿商人が集まって、売買を行った。やがて彼らは綿問屋として定着していく。正保年間（1644～1648年）になると、繁栄に連れて京橋の地は手狭になり、綿問屋17軒は、相生西ノ町に移転した。その際、三カ所に分散したので、三所綿問屋と呼ばれた。

綿作に向いていない東北では、綿実を取り去った後の繰り綿を上方から取り寄せて、木綿を生産した。これらの商いは、関東商人達が、大和や摂津の繰綿商人に書状で注文し、仕入れ金を送っていた。万治年間（1658～1660年）には、

大坂に、江戸及び北陸に綿を販売する江戸綿買次積問屋仲間が誕生した。木綿問屋の場合も、油問屋の項に登場した名町奉行、石丸石見守定次が積極的な仲間作り政策を展開し、江戸綿買次積問屋12軒を認可した。

江戸は靈巖島に、東京油問屋市場の前身が誕生したのも、万治年間のことだった。この17世紀半ばという時代は、大坂から江戸へ、商業の大きな流れが形成された時期だった。

江戸で上方から着いた繰り綿を受け取り、東北に回送するのは諸色問屋の役目であった。貞享4年（1687年）に刊行された、当時の江戸案内記である『江戸鹿子』には、米・油・綿を扱う諸色問屋14軒が挙げられている。主だった商人としては、鎌倉屋市左衛門、結城屋太郎兵衛、久保寺喜三郎といった人々がいた。鎌倉屋は、下館の中村兵左衛門家、真壁の中村作右衛門家といった有力な木綿生産者の、総代理店として、大坂から繰綿を仕入れていた。だが、諸色問屋は、商業が細分化していく過程の中間形態であった。18世紀に入ると、彼らは専門問屋に地位を奪われていく。鎌倉屋も、享保期には、廻船問屋に商売替えした。

江戸では、大伝馬町一丁目が最も古い木綿問屋の町として知られている。江戸の城下町が出来た頃から、三河の商人、久須木七左衛門・赤塚善右衛門・久保寺喜三郎・富屋四郎左衛門らが今の和田倉門外の宝田村で伊勢・尾張・三河の特産物を売っていたが、江戸城の拡張で移転させられ、代わりに与えられたのが、大伝馬町であった。その後、伊勢・尾張・三河の商人がこの四人を頼ってこの地に集まったが、中でも伊勢商人は早くから進出し、地盤を固めた。それは、伊勢・三河が古くから綿織物の産地として知られ、特に松坂木綿が最上の銘柄とされていたことによる。

生活水準が向上した大消費地、江戸では、それだけ木綿の需要があり、これが三河地方一帯では、綿花の栽培の拡大を促した。西から始まった綿花づくりは、やがて武蔵、上野、下野、常陸、甲斐の国々へと広がっていった。前節で見てきた綿実搾油の発展がもたらされたのである。

日本の木綿産業は、開港後もすぐにはすたれず、関東圏では、油の山工場への供給も続いていた。しかし明治29年、輸入綿花の関税が廃止されると、外国産の安い綿花による大量紡績時代が始まり、江戸時代の花形産業だった木綿づくりは、一つの役目を終えた。一方で、モスリンが輸入され、普及をみると、新業種・洋反物問屋が興隆していった。

大阪では、明治6年、株仲間の廃止を受けて、三所綿問屋、綿買次問屋、三

郷綿仲間の合同による綿商組合が結成された。これを継承して明治18年（1885年）には、大阪綿商問屋仲買組合が結成されている。これは、大阪油取引所（明治26年）より8年、東京油問屋市場（明治34年）よりも16年早い。大正時代には、重要物産同業組合として認可されている。

油の年代記 (古代～江戸時代篇)

紀元前3000年代 エジプト文化圏で
オリーブ油生産

中国で胡麻油生産

神功皇后11年 摂津の国・遠里小野に住吉
大明神が鎮座
(搾油のはじまり)

552年 仏教伝来 その後、胡麻・荳胡麻
が搾油原料として渡来

大化元年 大化の改新
(645) 胡麻油・荳胡麻油を税として献上

大同年間 空海が住吉神社に石燈籠を献上
(806-810) 油は遠里小野より献上

貞観元年 京・大山崎の地に油祖離宮八幡
宮が鎮座
(859) (長木による搾油のはじまり)

貞応元年 鎌倉幕府が大山崎神人に
(1222) 油販売権独占の下知状を
発行

天正5年 織田信長が安土城下を
(1577) 楽市楽座とする

元和年間 綿実油精製法の発見
(1615-24)

元和3年 江戸で仲買業が成立
(1617)

大坂の備前屋が江戸に油の出荷
開始 (江戸積油問屋の始まり)

紀元前4000年頃

エジプトにアムラー文化興る

紀元前3000年頃

中国黄河流域に文明興る

604年 聖徳太子17条憲法制定

延暦13年 平安京開都
(794)

建久3年 鎌倉幕府成立
(1192)

応仁元年～文明9年
(1467-77) 応仁の乱

天正10年 本能寺の変
(1582)

慶長8年 徳川家康、江戸に
(1600) 幕府を開く

元和元年
(1615) 大坂夏の陣

寛永14年 島原の乱
(1637)

元和 5 年	菱垣廻船・樽廻船の始まり (1619) (堺の船問屋某)	寛永16年	江戸城炎上 (1639)
寛永元年	江戸積油問屋開業 (1624) (泉屋平衛門)	正保 2 年	吉原炎上 (1645)
正保 3 年	佃島に住吉神社建立 (1646)	慶安 4 年	由比正雪の乱 (1651)
正保年間	伝法船の開業 (1644~47) (後の樽廻船)	承応 3 年	玉川上水完成 (1654) 利根川が太平洋に
明暦年間	搾油法が長木からしめ木に (1655~58)	明暦 3 年	明暦の大火 (1657)
万治年間	大坂で江戸綿買次積問屋仲間 (1658~60) 結成		
万治 3 年	江戸で油仲間寄合所結成 (1660) (東京油問屋市場の前身誕生)		
寛文年間	大坂で江戸積油問屋など (1661~73) 株仲間を結成		
寛文 9 年	大坂で油売買の斗量制度確立 (1669)	貞享 2 年	生類憐みの令公布 (1685)
寛文12年	河村瑞賢が西廻り航路を開発 (1672) (海運網の統一)	元禄15年	赤穂浪士の討ち入り (1702)
元禄 7 年	江戸十組問屋の結成 (1694)		
	大阪二十四組問屋の結成		

享保年間 灘で水車による搾油始まる
(1716~36)
享保6年 株仲間結成令の発布
(1721)
享保9年 大岡越前、油問屋の価格操作を
(1724) 摘発

物価引き下げ令の発布

十組問屋を事実上の株仲間化

享保12年 江戸の大和屋、関東菜種の一手
(1727) 買受人となる

享保15年 十組問屋が分裂、河岸組（油問
(1730) 屋中心）が新組に

明和4年 幕府が関東の綿実搾油を奨励
(1767)

明和7年 明和の仕法
(1770) （大坂の搾油業を保護）

水油高騰で問屋の買い占めを
禁止

天保3年 大坂の油問屋の特権を停止
(1832) 油寄所を設立

正徳6年
(1716) 徳川吉宗、将軍就任

享保18年 享保の打ちこわし
(1733)

天明2~7年 天明の大飢饉
(1782~87)

天保元~8年 天保の大飢饉
(1830~37)

天保3年 鼠小僧次郎吉処刑
(1832)

天保7年 全国で大規模一揆
(1836)

天保8年 霊巖島油寄所を撤廃
(1837)

天保12年 株仲間停止令の実施
(1841)

嘉永元年 諸問屋再興令の施行
(1848)

万延元年 五品江戸廻し令の発布
(1860)

天保8年 大塩平八郎の乱
(1837)

天保10年 蛮社の獄
(1839)

嘉永6年 ペリー来航
(1853)

安政5年 五カ国と通商条約
(1858)

慶応3年 大政奉還
(1867)

第一部参考文献

- ゴマの来た道（小林貞作／岩波書店）
ファラオの食卓（吉村作治／小学館）
ファラオの秘薬（リズ・マニカ／八坂書房）
美と健康のためのスペイン・オリーブオイル（非売品）
座の研究（豊田武／吉川弘文館）
離宮八幡宮史（非売品）
大山崎町史（大山崎町）
日本植物油沿革略史・黄金の花（日本製油）
日本中世商業史の研究（小野晃嗣／法政大学出版社）
中世日本の商業（豊田武／吉川弘文館）
日本中世の流通と商業（宇佐美隆之／吉川弘文館）
中世の村と流通（石井進編／吉川弘文館）
中世の商人と交通（豊田武／吉川弘文館）
中世商人の世界（国立歴史民俗博物館編／日本エディタースクール出版部）
市と行商の民俗（北見俊夫／岩崎美術社）
カラー版日本史図説（東京書籍）
日本史年表（児玉幸多編／吉川弘文館）
ツバキとサザンカ（中村恒／誠文堂新光社）
続日本紀（講談社）
島本町史（島本町）
墨江村史（墨江村）
大阪府全志（井上正雄編／大阪府）
近世大坂の経済と文化（脇田修／人文書院）
商人と流通近世から近代へ（吉田伸之，高村直助編／山川出版社）
綿づくり民俗史（吉村武夫／青蛙房）
海からの文化（渡辺信夫／河出書房新社）
町人の都大坂物語（渡邊忠司／中央公論社）
油の中心市場だった大坂（池田半兵衛）
享保改革の商業政策（大石慎三郎／吉川弘文館）
交通史（豊田武，児玉幸多編／山川出版社）

流通史Ⅰ，Ⅱ（豊田武，児玉幸多編／山川出版社）
近世日本海運史の研究（上村雅弘／吉川弘文館）
江戸の商業ルネッサンス（小島慶三／中央公論社）
日本の近世17〈東と西江戸と上方〉（青木美智男編／中央公論社）
日本の近世5商人の活動（林玲子編／中央公論社）
商人（石井良介／明石書店）
江戸の経済システム（鈴木浩三／日本経済新聞社）
近世日本の市場経済（宮本又郎／有斐閣）
江戸の市場経済（岡崎哲治／講談社）
江戸時代（大石慎三郎／中央公論社）
江戸時代を考える（辻達也／中央公論社）
講座日本の歴史6近世2（歴史学研究会，日本史研究会編／東京大学出版会）
「運びの」社会史（庄野新／白桃書房）
日本近世問屋制の研究（宮本又次／刀江書院）
株仲間の研究（宮本又次／有斐閣）
江戸問屋仲間の研究（林玲子／御茶の水書房）
日本経済史（山口和雄／筑摩書房）
日本商業史（藤田貞一郎，宮本又郎，長谷川彰／有斐閣）
大系日本の歴史12〈開国と維新〉（石井寛治／小学館）
社会史1（中村吉治編／山川出版社）
秀吉の経済感覚（脇田修／中央公論社）
大坂の生産と交通（脇田修，小林茂／毎日放送）
江戸の社会構造（南和男／塙書房）
世界大百科事典1～23巻（平凡社）
中央区史（中央区）
港区史上巻（港区）
日本の米（富山和子／中央公論社）
米と江戸時代（土肥鑑高／雄山閣）
近世の百姓の世界（白川部達夫／吉川弘文館）
江戸東京問屋史科「諸問屋沿革誌」（東京都）
維新前東京諸問屋商事慣例（東京都政史料館）
旧幕引継書目録「諸問屋名前帳」（国立国会図書館）
江戸の庶民が拓いた食文化（渡邊信一郎／三樹書房）

江戸のファーストフード（大久保洋子／講談社）
日本食生活史（渡辺稔／吉川弘文館）
テンプラ史論（遠山英志／文芸協会出版）
江戸東京年表（吉原健一郎，大濱徹他／小学館）
江戸へ行こう（根本裕子／リトル・ガリヴァー社）
江戸の暮らし122話（日本風俗史学会編／つくばね舎）
百万都市江戸の生活（北原進／角川書店）
大江戸えねるぎー事情（石川英輔／講談社）
再現江戸時代料理（松下幸子，榎木伊太郎編／小学館）
目でみる江戸・明治百科1〈江戸庶民の暮らしの巻〉（国書刊行会）
日本の食風土記（市川健夫／白水社）
灯火その種類と変遷（宮本聲太郎）
収蔵品図録 灯火具コレクション（1）（蒲郡市博物館）
あかりの今昔一光と人の江戸東京史―（江戸東京博物館）
江戸買物独案内（花咲一男編／渡辺書店）
日本橋・堀留 東京織物問屋史考（白石孝／文眞堂）
日本橋界隈の間屋と街（白石孝／文眞堂）
日本橋街並み商業史（白石孝／慶應義塾大学出版会）

社会教室 あぶらの歴史（東京油問屋市場）
全油販連40周年記念 あぶら問屋のあゆみ（東京油問屋市場）
米寿祭 万治から昭和まで風雪の歩み（東京油問屋市場）
東京油問屋市場80周年 100年を目ざして頑張ろう（東京油問屋市場）
全油販連20周年記念 風雪二十年の歩み（東京油問屋市場）
別冊サライ 大特集天ぷら（小学館）
月刊「プレジデント」1999年11月号（プレジデント社）
温古知新（遠山智秋／東京油問屋市場）
油界春秋（武田徳夫／油業報知新聞社）
油界百星（中央経済新報社）
搾油濫觴（古文書）
製油録（古文書）
清油明鑑（古文書）